耕作者の地位安定と食料の安定供給を図るため
農地制度が変わりました　H21・12・15

わが国における耕作者の地位の安定と食料の安定供給を図るため、農地制度が変わりました。

これまでの制度体系は維持しつつ、これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保すること。また、農地を貸しやすく借りやすくし、地域との調整のうえ最大限に利用できるよう改正されています。

1 目的規定の見直し

現行　農地を、その耕作者自らが所有することをもっとも適当であると認め、耕作者の農地取得の促進を基本的な考え方としていました。

改正　農地を食料の安定供給を図るための重要な生産基盤であると捉え、耕作者自らによる農地所有が果たす重要な役割も踏まえつつ、①農地を農地以外のものとすることを規制、②農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地の権利取得の促進が、基本的な考え方となります。

2 違反転用の処分・罰則の強化

違反転用に対する罰金額が引き上げられるとともに、違反転用した場合、都道府県知事などによる原状回復命令など、新たな措置が講じられます。

3 農用地区域からの除外厳格化

農用地区域内の農地について、担い手への利用集積に支障を及ぼすおそれがある場合には、農用地区域から除外することができません。

4 農地利用者の確保・拡大

農地の貸借について、地域の他の農業者との適切な役割分担のもとに、農業を継続的・安定的に営めると見込まれる①農作業常時従事者以外の個人、②農業生産法人以外の法人（業務執行役員のうち1人以上の者が耕作などの事業に常時従事）も容認されます。

この場合、農地を適正に利用していない場合には、貸借を解除できる旨の条件が付された契約がなされることが条件となります。また、解除条件付き貸借の許可を受けた者は、毎年その農地の利用状況について、農業委員会に報告しなければなりません。

5 許可を受ける必要のない権利取得の届出制度

相続などで許可を受けることなく農地の権利を取得した場合、農業委員会にその旨を届け出なければなりません。届け出なかったり、虚偽の届け出をした場合には10万円以下の過料に処せられます。

この届出制度は、すべての権利移動を把握することで、耕作放棄地の発生を防止するなどの目的があります。

6 標準小作料制度の廃止

農業委員会が定める、標準小作料制度は廃止となります。

これに変わって、借地料の目安となる価格は、各地域ごとの作物別、圃場条件別の借地料の情報が農業委員会から提供されることになります。

7 農地の面的集積の促進

農地を面的にまとめ、効率的な利用を可能にするため「農地利用集積円滑化事業」を創設。農用地利用集積円滑化団体となる市町村、市町公社、農業協同組合などが農地所有者の委任を受け、代理して農地の貸し付けなどをします。

改正農地法は、平成21年6月17日に成立し、24日に交付されました。その後、パブリックコメントなどの周知期間を経て、平成21年12月15日に施行されました。

詳細については、産業課または農業委員会までお問い合わせください。

産業課☎（56）2226

町政と議会とのパイプ役として頑張りたい
小坂泰夫氏が副町長に就任しました

平成22年1月1日付けで小坂泰夫氏が副町長に就任しました。任期は平成25年12月31日までの4年間です。「議会と町政のパイプ役として尽力したい」と述べる小坂泰夫副町長を、これからよろしくお願いします。

小坂泰夫あいさつ

このたび議会の同意をいただき、川根本町副町長としての仕事をさせていただくことになりました。わたしにとっては、本当に身に余る光栄であり、責任の重さに身の引き締まる思いがしています。

もとより微力ではありますが、佐藤公敏町長が進める「対話から始まる元気なまち」への、さまざまな政策実現に向け、誠心誠意努力してまいります。

町民の皆様のご指導とご協力をお願い申し上げます。

人事異動（1月1日・かっこ内前職）

総務課長▼西村太一（総合支所長兼商工観光課長）、**総合支所長兼商工観光課長**▼羽倉範行（生活健康課長）、**生活健康課長**▼西村一（議会事務局長）、**議会事務局長**▼大村敏正（生活健康課住民生活室長）、**生活健康課住民生活室長**▼平松敏浩（福祉課福祉介護室長）、**福祉課福祉室長兼福祉介護室長**▼鳥本宗幸（福祉課福祉室長）

教育総務課☎（58）2555

あなたの進学費用を町がサポートします
町育英奨学生希望者を募集しています

「進学費用が気になって希望の進路はあきらめなきゃ…」。今、学生の皆さんに何より必要としてほしいのは、新しい道にチャレンジする強い意思です。

本町では、経済的理由により修学が困難な生徒に対して、人材育成を目的とした奨学金を貸与しています。上手に活用して、あなたの進路選択に役立ててください。

奨学生の資格

次の条件すべてに適合する生徒を対象とします。

①保護者が川根本町に居住している者
②学業・心身ともに優良である者
③学資の支弁（費用を払うこと）が困難と認められる者
④高等学校、大学またはこれと同等程度の学校に在学・進学する者

奨学生の願出

奨学金の貸与を希望する場合は、在学する学校長の推薦を受け、次の書類を町教育委員会に提出してください。

①奨学生願書
②奨学生推薦調書
③医師の健康診断書
④他の奨学金の給付または貸与を受けている者および受ける予定がある者はその調書

※奨学生は、別に定める選考委員会の選考を経て決定します。

奨学金の額　月額1万円以内

返済期限　最終学校を卒業後5年以内

募集締切　2月26日㈮

詳細は教育総務課までお問い合わせください。